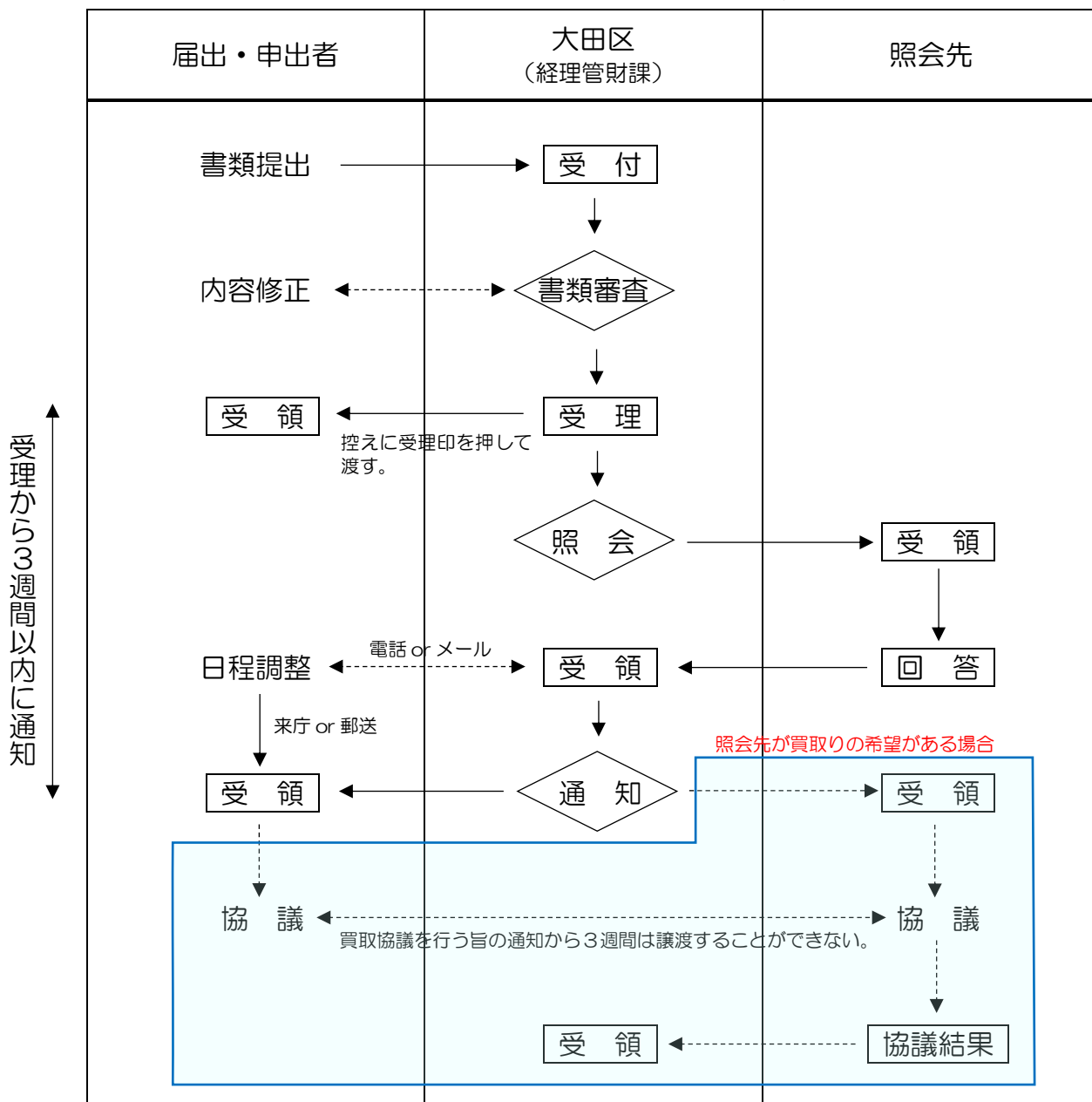


「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出・申出フロー（窓口提出）



〈通知書の交付方法〉

フローは、窓口交付を記載しておりますが、以下の方法でも交付可能です。
通知書の交付は、郵送による交付も可能です。

1 郵送交付

…書類提出時に通知書送付用の封筒(レターパック等)をご持参ください。

2 電子文書(電子署名付き)交付

…届出書に受取り用のメールアドレスを記載してください。